

# 戦後ドイツにおけるインテグレーション概念及び実践の変遷

-ドイツ知的障害育成会連盟レーベンスヒルフェの活動史を手がかりとして-

The Process of how the Concept and Practice of "Integration" were extended in Germany after World War II: Focusing on the History of "Federal Association of Lebenshilfe of People with Intellectual Disabilities"

たか やなぎ みず ほ  
高 柳 瑞 穂

## 〈要 旨〉

本論文は、ドイツ語圏の知的障害領域で最大の影響力を有する巨大な自助グループ、レーベンスヒルフェの活動史を通して、ドイツの知的障害児領域におけるインテグレーション概念の変遷について、主に実践面からたどった。インテグレーションの概念や理論が先行し、後から実態が遅れて立ち上がってくるという構図は日独で類似しているのではないか。もしもドイツに固有性があるとすれば、その実態の遅れ(或いは理論先行)の理由にこそあるのではないかと仮説のもと、レーベンスヒルフェの創設期(主に1958年～1970年代半ば)を中心に、レーベンスヒルフェの特殊幼稚園や保護作業所におけるインテグレーション実践の変遷を明らかにした。

次に、その変遷と戦後ドイツの特殊教育全体の動向とを比較した。ドイツも日本と同様、「就学義務を猶予・免除されている障害児に、とりあえず学校教育的な領域を提供する」「そのためには普通学校でなくても、特別な施設で構わない」という前段階的なインテグレーションから出発しており、現代的な「場の統合」という意味でのインテグレーション教育に至るのはだいぶ後になってからであった。また、ドイツで特に新しい理論が強調され、殊更に先行する傾向があった背景には、ナチ期の特殊教育界に関わるスキャンダルや、ナチ期の断絶、ヴァイマル期特殊教育制度の復古といった要因があったことが明らかになった。

## 〈キーワード〉

インテグレーション、ドイツ、知的障害、レーベンスヒルフェ、特殊幼稚園

## 序.

### 1. 背景・目的

本論文は、ドイツ語圏の知的障害領域で最大の影響力を有する巨大な自助グループであるドイツ知的障害育成会連盟レーベンスヒルフェ (Lebenshilfe für das geistig behinderte Kind, 1968年にBundesvereinigung Lebenshilfe für geistig Behinderte e.V.に改称し、1996年にBundesvereinigung Lebenshilfe für Menschen mit geistiger Behinderung e.V.に改称、現在に至る)の活動史を通して、ドイツの知的障害児領域におけるインテグレーション概念の変遷をたどり、ドイツ型のインテグレーション教育・福祉を考察するための一素材を提供することを目的としている。

もちろん、ドイツにもノーマライゼーションやインクルージョンの概念は存在するが、「ドイツはインテグレーションの盛んな国」というイメージはドイツ人研究者の間でも根強い。1971年に西ドイツ全州で知的障害児の就学義務が認められ、1973年には西ドイツ教育審議会から「障害及び障害に脅かされる子ども及び青少年の教育的対応について」という、インテグレーション教育を全面に打ち出した提言が出された。これらの動きを日本と比べれば、少なくとも5年、とすれば10年以上の開きがあり、ドイツがあたかもインテグレーション教育に関して先進的であったかのように見える。

ところが、ドイツの特殊教育史研究の大家メッケルは、「ドイツのインテグレーションは1970年代に間違った方向で理論化された」(Möckel [1988]2007: 209)と断言する。「ドイツのインテグレーションは実践を欠き、概念や理論が先行した」「施設拡充とインテグレーション運動が平行に進行した。たとえば、特殊教育(Sondererziehung)は中断されず、それどころか特殊幼稚園(Sonderkindergärten)が押し進められる状況があった」(前掲書)と評し、ドイツにおけるインテグレーション教育の立ち遅れを厳しく批判している。

「先進的なインテグレーションの国」という定説と、メッケルに代表されるような「立ち遅れた」との言説の乖離は、どう解釈すればよいのか。筆者はレーベンスヒルフェが一つの糸口になるのではないかと考えた。1960年代初頭から1970年代初頭にかけて、特殊学校や保護作業所、特殊幼稚園の設置・拡充等の取り組みに何よりも注力していたのは、ほかならぬレーベンスヒルフェだったのである。レーベンスヒルフェは1960年代、連邦社会扶助法<sup>1)</sup>の枠組み、即ち「特殊幼稚園」「職業教育作業所」「保護作業所」に則る形で施設政策を展開しつつ、ドイツ特殊教育界とも足並みをそろえてドイツ特殊学校黄金期を側面から支えていた(松本2011a)。

ここより筆者は、次のような仮説に至った。日本の特殊教育との対比で、あたかもドイツは先進的であり、かつ内発的で固有の歴史性を有するかに見える。しかし理論が先行し後から実態が遅れて立ち上がってくるという構図は、時期は違えども日本とドイツはそう変わらないのではないか。もしも固有性があるとするれば、その実態の遅れ(或いは理論の先行)の理由にこそ、日独の違いがあるのではないか。

本論文では、ドイツ語圏の知的障害児者の教育・福祉の分野で最大の自助グループであり、親

の会・当事者団体・専門職連盟の機能を併せ持つレーベンスヒルフェを軸に、この仮説を検証していきたい。なお、本論文は、科学研究費補助金「基盤研究B: 日本障害児教育の欧米依存からの脱却と自立のための欧米障害児教育の理論的歴史的総括」(課題番号 15H03514 研究代表者: 中村満紀男)の成果の一部であることを付言する。

## 2. 本論文の対象・構成・方法・用語

### 1) 対象と構成

ドイツ語圏の知的障害分野では最大の公益的自助グループであるレーベンスヒルフェを素材に、その創設年(1958年)から2000年代頃までを扱う。なかでもレーベンスヒルフェの創設期及びレーベンスヒルフェが自ら「出発の10年」と称する時期、1958年から1970年代半ばが分析の中心となる。なお、必要に応じて上記範囲外の時代に触れる場合もある。

本論文の構成は以下のとおりである。

#### 作業課題①レーベンスヒルフェの学校・施設政策の状況を解明する

1958年に創設されたレーベンスヒルフェが1960年代を通して、ドイツ連邦扶助法の枠組みに即して傘下の学校・施設の整備を強力に推進していく様子を確認する。現代の我々が理解している「場の統合」という意味でのインテグレーションではなく、就学義務が猶予・免除され、学校教育的な領域から排除されている知的障害児に対し、レーベンスヒルフェがどのような方策を取り、実践していたかを確認し、メッケルが「インテグレーション運動の推進と、学校・施設の拡充が<sup>3</sup>平行に進行した」(Möckel [1988]2007: 209)と評するものの、特に後者について明らかにする(=主にII章)。

#### 作業課題②レーベンスヒルフェの活動史とドイツ特殊教育制度の変遷を比較する

次に、作業課題①の結果、ならびにレーベンスヒルフェが創設50周年を記念して出版した『レーベンスヒルフェ50年史』(BVKH MGB 2008)に基づき、レーベンスヒルフェが自らの活動をどのように時期区分しているのかを確認しながら、各時代に力を注いでいた中心的施策や方針を概観する。西ドイツ常設州文科省や西ドイツ教育審議会がインテグレーションを全面に押し出す時期と、レーベンスヒルフェ傘下の教育・福祉現場にインテグレーション教育が登場してくる時期がずれているのか否かについて、レーベンスヒルフェの出版物の時期区分とドイツ特殊教育全体の動きを比較しながら確認する(=主にIII章)。

以上の①②の作業を通して、先にも述べた「インテグレーションに関して、理論が先行し後から実態が遅れて立ち上がってくるという構図は、時期は違えども日本とドイツはそう変わらないのではないか」との仮説を検証し、最後に、インテグレーション教育における日独の時期のずれについて、「ドイツ固有の歴史性」という視点から考察し、まとめに代える。

## 2) 研究方法・用語

本論文は、先行研究や既存の文献、現地アーカイヴ調査で収集した史資料を分析して行う歴史研究である。

知的障害の「重度」「中度」「軽度」や、「発達障害」などの概念は時代により異なる。本論文ではこれらの概念を、その時代に即した意味で用いている。また、「精神薄弱」「白痴」をはじめ、差別的な意味合いを持ち現在では使用されなくなった用語も歴史的用法で用いる。ただし、レーベンスヒルフェは英語圏の"mental retarded"概念を援用し、ドイツにかねてから存在していた「精神が弱い(schwachsinnig)」、「ばかの(blödsinnig)」、「白痴(idiot)」などに代わり「知的に障害のある(geistig behindert)」という用語を用いることを提唱していた。したがって、時代的には精神薄弱と訳される時期のものも、レーベンスヒルフェとの関連では「知的障害」の訳語をあてている箇所が多くある。

ドイツについては、日本語に訳された先行研究等で「西ドイツ」という表記が定着している場合は西ドイツとし、それ以外はドイツと表記する。特段の断りのない限り、ドイツは西ドイツの意味で用いている。

では、まず本論に入る前にI章で先行研究を確認し、それから本論のII章・III章に入る。

## I. 先行研究

### 1. ドイツのインテグレーションに関するもの

インテグレーション(Integration)をキーワードとして検索すれば、ドイツ語文献は膨大にヒットする。しかしながら、知的障害児(精神薄弱児)の歴史研究の大家で、自身の代表著書においてインテグレーション教育を真正面から取り上げている者はあまり多くない(e.g. Ellger-Rüttgardt [1997]2006, Ellger-Rüttgardt 2008, Bleidick (Hrsg.) 1999)。国際的なインテグレーション教育の端緒が1970年代で、1973年には西ドイツ教育審議会がインテグレーションの提言と早期教育の推進を答申したにも関わらず、目次にはインテグレーションの用語は登場せず、内容的にもそれほど多くの字数を割いていない。

なお、序でも紹介した通り、メッケルは、ドイツのインテグレーションの概念・理論先行並びに実態の遅れを指摘している(Möckel [1988]2007: 209)。デュルナー(Dörner [1999]2001: 39-40)もドイツの脱施設化の立ち遅れを厳しく批判している。

日本人研究者の手による先行研究も、インテグレーション教育だけで検索すれば膨大な数になるが、ここでは本論文のテーマに近いもののみ列挙する。

本論文の扱う時期の西ドイツの特殊教育情報に、日本語でアクセス可能な貴重な資料に、西ド

イツ教育審議会(井谷善則訳)(1980)『西ドイツの障害児教育』がある。そのほか、単著レベルでは、西ドイツのインテグレーション教育を総括的に把握し、レーベンスヒルフェにも仔細に言及している藤井聰尚(1993)『「特殊学校就学義務」政策の研究——ドイツ連邦共和国における問題構造とその性格』、限定的な地域史的素材を用いつつも膨大な情報をまとめた窪島務(1998)『ドイツにおける障害児の統合教育の展開』などがある。

その他、論文レベルのものでは、野口明子(1987)「西ドイツの統合教育の現状」がある。また、富永光昭(1991)「西ドイツにおける障害児のインテグレーションの動向—ブレーメンの学校実験とフォイザーのインテグレーション理論を中心に—」では、西ドイツのインテグレーション教育で著名なフォイザー(Feuser, G.)の理論が丁寧に紹介されている。しかし、本論文の仮説に対応するような先行研究は、管見の限り無い。

## 2. レーベンスヒルフェに関するもの

教育学(Pädagogik)ないし特殊教育学(Sonderpädagogik)の主たるテキスト(e.g. Heese/Wegener (Hrsg.) 1965, Heese/Wegener (Hrsg.) 1966, Lesemann (Hrsg.) 1966, Hensle/ Vernooij [1979]2002, Solarová (Hrsg.) 1983, Mühl [1984]1994, Möckel [1988]2007, Harney/ Krüger (Hrsg.) [1997]2006, Ellger-Rüttgardt 2008)において、レーベンスヒルフェは必ず登場するが、概要紹介程度である。知的障害児の学校教育権獲得の文脈でレーベンスヒルフェに触れているもの(e.g. Hensle/ Vernooij [1979]2002, Schnell 2003, Lindmeier/ Lindmeier 2006)もあるが、「レーベンスヒルフェが学校教育権要求運動に貢献した」という記述は見られるものの、具体的にどのようなプロセスを経て成し遂げたかに関しては説明が省かれている。

日本の先行研究においてレーベンスヒルフェが取り上げられることはほとんど無いが、中村/ 荒川(2003)が数行言及している(中村/ 荒川 2003: 78)。なお、やや例外的な先行研究として、先にも挙げた藤井聰尚(1993)『「特殊学校就学義務」政策の研究』がある。藤井は1987年8月からの8ヶ月間、マールブルクに所在するフィリップ大学を拠点に知見を収集し、レーベンスヒルフェの設立経緯や創立集会の様子、1960年代のレーベンスヒルフェの作業所の取り組み等について仔細に明らかにしており、資料的にも高い価値がある(pp.159-162)。

これまで筆者は、レーベンスヒルフェを通史的に描くことを試みてきた(松本 2008, 松本 2011a, 松本 2011b)。しかしながら、これらはレーベンスヒルフェの創設前史や自助グループとしてのアイデンティティ、組織機構の成り立ち、戦前から戦後の人脈的連続性等に主眼が置かれており、インテグレーションの担い手という視点は弱かった。本論文は、まさにこの部分を補うものである。

## 3. レーベンスヒルフェの表記方法

日独の先行研究において、レーベンスヒルフェは「親のイニシアチヴ」(Möckel [1988]2007)や、「市民イニシアチヴ」(Dörner [1999]2001)、「親及び専門職の会」等と表現されている。また、藤

井(1993)は「親, 市民, 専門職の三者の会」と表現している。現在のレーベンスヒルフェが自らを”Die Lebenshilfe versteht sich als Selbsthilfevereinigung, Eltern-, Fach- und Trägerverband für Menschen mit geistiger Behinderung und ihre Familien. Selbsthilfe Gruppe”と説明していることから, 本論文では「自助グループ」という肩書きで表記している。ただし創設期前後, レーベンスヒルフェは「親の会(Elternvereinigung)」を自認し, 「イギリスやアメリカにもある親の会をドイツにも作る」ことを全面的目標に掲げていたため(松本 2011), 本論文でも歴史的な文脈に即して「親の会」と表現する場合もあることをお断りしておく。

それでは, 以下, 本論に入る。

## II. 創設期レーベンスヒルフェの学校・施設数の変遷

知的障害児者を「白痴」や「ばか」と称し, あらゆる社会生活から排除するような, 戦後ドイツの保守的な風潮が変化したのはレーベンスヒルフェ創設以降と言われている(Mühl [1984]1994, Möckel [1988]2007, Hensle/ Vernooij [1979]2002)。

創設期のレーベンスヒルフェの功績は, 障害児の就学義務猶予・免除及び特殊学校就学義務問題に関わる学校法の改正, 保護作業所・特殊幼稚園の創設及び拡充であると長らく解されてきた。また, 自らもそのようなアイデンティティを有している。少なくとも, 創設期はそうであった。すなわち, 教育と福祉の二領域を媒介するような先駆的取り組みをしてきたと, 自他共に認める団体であった。この章では, このレーベンスヒルフェの「功績」の一つである特殊幼稚園を含む学校施設について概観する(II.1.)。また, ある領域から排除されている人びとのために「新たに別の施設を作る」という動きが, 学校施設のみならず, 就労支援などの福祉分野でも同様に存在し, 実行されたことについて, レーベンスヒルフェの保護作業所の取り組みを例に明らかにする(II.2.)。

### 1. 特殊幼稚園及び学校的な施設の拡充(1950年代末-1960年代)

1961年, ハノーファーで行われたレーベンスヒルフェ定例研究会の第1回のテーマは, 「知的障害児の通所施設における教育活動の方法と実践」であり, レーベンスヒルフェが公式の場で初めて「特殊幼稚園」に言及したのもこの研究会であった。これは, その前年に西ドイツ州文部大臣常設会議が『特殊教育制度に対する勧告』を出し, 特殊学校の名誉回復と特殊学校の拡充を提起したと無関係ではない。

1960年代前半のレーベンスヒルフェの活動を見ていく際, 治療教育幼稚園ないし特殊幼稚園と呼ばれるものの位置づけには注意が必要である。当時のレーベンスヒルフェの幼稚園には, 就学年齢に達した子どもが数多く存在していた。本来ならば, 就学年齢に達した子どもは幼稚園を

出ねばならないのであるが、就学義務猶予・免除規定により卒園後の行き場がなかったのである。レーベンスヒルフェの特殊幼稚園の推進は、単なる療育の提供にとどまらず、学校教育促進のニーズの高まりや先に述べた 1960 年勧告に代表されるドイツ特殊教育界全体の動きと密接に関連していた。

「特殊幼稚園は、本来の意味では学齢前児童のための施設である。子どもたちはそこで身体的・心的(seelisch)・知的な事柄に関して、パーソナリティ発達のために必要な、プライマリーな治療教育的支援を受けることができる。しかし、この特殊幼稚園という概念は、常に上記のような意味で用いられるわけではない。それゆえ、『特殊幼稚園』という名称を冠する施設の中には、これまで一度も教育を受けていない、年齢の超過した子ども向けのものもいくつかある。」

(BVLH GBK 1962-1965:10)

また、レーベンスヒルフェの特殊幼稚園を理解するうえで、「年齢超過児の居場所」と両輪を成すのが「早期療育」であった。むろん、早期療育が早期発見とセットであることは言うまでもない。

1962 年にマインツで行われた、レーベンスヒルフェの第 4 回定例研究会のテーマは「医療的・心理的・教育的観点から見た知的障害児への早期療育」であった。ドイツの特殊教育界が取り入れようとしていた、前段階的なインテグレーション——就学義務の猶予・免除から特殊学校就学義務へ——の方向性は早期療育ブームとも合致し、またレーベンスヒルフェの特殊幼稚園の推進施策ともびたりと合致したのである。

各地域の町単位のレーベンスヒルフェ(Ortvereinigung)からの報告によれば、この時期、ドイツ国内にある 25 の特殊幼稚園に 370 名の子どもが通っており、このうち 16 の特殊幼稚園はレーベンスヒルフェによって担われていた(BVLH GBK 1962-1965: S.10)。なお、そのほかの数の変遷は表 1 のとおりである。

レーベンスヒルフェは「学校施設(Schulische Einrichtungen)」という名称を、学校(Schulen)、学級(Schulklassen)、通所教育施設(Tagesbildungsstätten)を総称する概念として使用していた。1960 年代前半、ドイツには約 100 の知的障害児のための学校施設があり、約 3000 名の子どもが通い、そのうち 52 の施設がレーベンスヒルフェの手により運営されていた(BVLH GBK 1962-1965: 11)。つまり、レーベンスヒルフェは 1960 年代前半、学校教育に関わる職員を施設ごと傘下に擁し、その約半数を運営していたことになる。

表1:レーベンスヒルフェ傘下の特殊幼稚園の推移(1962年～1972年6月1日)(原文ママ)

年	1962年	1965年	1968年12月31日	1972年6月1日
特殊幼稚園数	10	25	121	180
職員数	150	370	1900	3300

(BVLH GB 2000: 8)

なお、レーベンスヒルフェの「学校施設(Schulische Einrichtungen)」の統計は残念ながら発見できなかったが、このうちの特殊学校の数の推移は下記のとおりである。レーベンスヒルフェが、ドイツの特殊学校黄金期に、自らも特殊学校の設置・拡充に非常に力を入れていたことが下記の表からも読み取れる。

表2:レーベンスヒルフェ傘下の特殊学校の推移(1962年～1972年6月1日)(原文ママ)

年	1962年	1965年	1968年12月31日	1972年6月1日
特殊学校数	50	100	347	650
職員数	1700	3000	14400	26000

(BVLH GB 2000: 8)

## 2. 保護作業所の拡充(1950年代末-1960年代)

### 1) 1958年～1962年頃

レーベンスヒルフェの著名な取り組みの一つに保護作業所(当時の名称はBeschützende Werkstätten, のちのWerkstätten für Behinderte=WfB.)がある。保護作業所は、既存の制度下では行き場のない知的障害児者のための施設という性質が強く、レーベンスヒルフェは学校教育法対象年齢を超えた若者の居場所として保護作業所を重視していた。レーベンスヒルフェがドイツ保護作業所運営の草分け的存在であったことは複数の先行研究で指摘されており(Mühl [1984]1994, Hensle/ Vernooij [1979]2002, Lindmeier/ Lindmeier 2006), また『特殊教育学事典(EHBSP)』の「保護作業所(Beschützende Werkstätten)」の項目を、レーベンスヒルフェ創設者のムッターズ(Mutters, T. 1917-2016)が執筆していることにも端的に現れている。ドイツ国内で「保護作業所」という名称を最初に使用し、立ち上げたのもレーベンスヒルフェであった。

1962年、デュッセルドルフで開催されたレーベンスヒルフェの定例研究会において、保護作業所委員会の設置が提案された。イギリスやアメリカに倣い、親の会を立ち上げるとの目標を掲げて出発したが、レーベンスヒルフェ内に親委員会が1968年に立ち上がるまでの間、実にさまざまな委員会やワーキンググループが先に立ち上がった。創設期のレーベンスヒルフェが何に最も注力していたのか、うかがい知る手がかりになろう。

なかでも特に重点的に議論されたのは、保護作業所を通じた障害者の社会保障の実現であっ

た。こうした委員会内の議論の成果は提言(Beratung)という形でまとめられ、同年にドイツ国内のすべての作業所に告知された。このレーベンスヒルフェ初期に立ち上がったさまざまな作業所は、もともとドイツに存在していた作業所や学校における職業教育的なプログラムに上乘せ、ないしそれらを補完するような性質の作業所であった。レーベンスヒルフェはこれらを上級・再職業教育作業所(Aufbauwerkstätten)と呼び、のちの保護作業所——連邦社会扶助法に合致し補助金が得られるような形態——とは区別している。上級・再職業教育作業所はだいたい後になってさまざまな種類の施設へと分化していくが、当時はまだ萌芽的なものであったと考えられる。

## 2) 1963年～1965年頃

保護作業所委員会は1963年に三度にわたり開催され、「(連邦社会扶助法における)統合支援令(Maßnahme der Eingliederungshilfe)における作業所の意味」といったテーマが議論され、国の法制度の変化に対応していくことが志向された。また、こうしたマクロな議論にとどまらず、作業所の現場で生じる、ごくアクチュアルな問題——仕事の創出、事例検討、作業所立ち上げや運営のためのローンの支払い、他の作業所との協働——についても具体的に議論されていた。

1965年の時点で、ドイツ国内には知的障害者向けの作業所が69存在していた。この時期、作業所は職業教育作業所や保護作業所などと呼ばれ、まだ完全に定まったものではなかった。69の作業所のうち、41がレーベンスヒルフェにより運営されていた。この41の作業所には約2600名の障害者が働いていた(BVLH GBK 1962-1965: 12)。

## 3) 1965年～1968年頃

保護作業所委員会は1965年から1968年の間に再編され、全ての州レーベンスヒルフェが代表者(作業所の長ないしは専門職)を同委員会に出すこととなった。これは、1968年にレーベンスヒルフェが全国組織化(全ての州にレーベンスヒルフェが設置されている状態)を達成したことと関係している。再編された委員会には、さまざまな規模やステータス(建設中や拡充中なども含む)の作業所のトップが選出されていたという。その結果、ミクロからマクロまで、さまざまなトピックが議論の俎上に載った。また、作業所のリーダーだけでは解決できない、ごく専門的な問題を解決するために、経済・労働・社会保障・教育などの専門家も追加投入された。1965-1968年の委員会の運営は、プレーメンの作業所マルティンスホーフ(Martinshof)のかつてのリーダーであったグリース(Gries)によって行なわれた。グリース時代の作業所委員会の主な目的を下記に挙げる。5度にわたり積極的に会議が行われた。

- ・保護作業所の根本的なコンセプトを作り上げること
- ・(国内全ての保護作業所に通知する)普遍的・指導的な要綱及び勧告を作成すること
- ・保護作業所の建設・拡充のための手引きと実践的な支援の取り組み

- ・既存のワーキンググループや州レベルで新たに組織された「保護作業所」グループとの協働,  
「保護作業所」に関して権限のある州連盟や州レーベンスヒルフェの組織との協働

レーベンスヒルフェは保護作業所に、職業訓練、雇用保障、所得保障、住宅保障といったあらゆる機能を割り当て、知的障害児者の生活を総合的に保障することを試み、連邦社会扶助法の統合支援令に沿う形で整備していった。実際にレーベンスヒルフェの目的は達成され、1970年までの間に、保護作業所運営の予算の大半が連邦社会扶助法で賄われるに至った。また、レーベンスヒルフェが提唱していた「知的に障害のある(geistig behindert)」という新しい表現は1960年代を通して広く周知されていき、1975年、連邦社会扶助法第47条の統合支援令(Eingliederungshilfeverordnung)第2条に採用されるに至った(s. Mühl [1984]1994)。

表3:レーベンスヒルフェ傘下の保護作業所の推移(1962年～1972年6月1日)(原文ママ)

年	1962年	1965年	1968年12月31日	1972年6月1日
保護作業所数	17	69	181	250
職員数	500	2600	6000	12000

(BVLH GB 2000: 8)

### 3. II章のまとめ

本章では、本論文の作業課題①に提示したとおり、1958年に創設されたレーベンスヒルフェが1960年代を通して、ドイツ連邦扶助法並びにその中の統合支援令の枠組みに即して、傘下の学校・施設の整備を強力に推進していく様子を、具体的な数値の変遷も提示しながら明らかにした。メッケルが「インテグレーション運動の推進と、学校・施設の拡充がパラレルに進行した」と評するもの、特に後者の実態を、レーベンスヒルフェを素材に明らかにすることが本章の目的であったが、少なくともレーベンスヒルフェ傘下の学校・施設の整備・拡充は強力に推進されたと結論づけられる。それは、「教育の場は統合されるが、各障害の種別や程度に合った専門的カリキュラムの必要性は温存される」という、現代的な意味でのインテグレーションではなく、就学義務が猶予・免除され、学校教育的な領域から完全に排除されている知的障害児に対し、さしあたり学校教育という世界に触れる機会を与えなくてはならない——そのためには特殊学校や特殊幼稚園・通所施設でも構わない——という、いわば前段階的なインテグレーション実践であった。また、そのような発想は学校教育的活動にとどまらず、福祉領域でも同様であった。労働世界から完全に排除されている障害児者のため、また、連邦社会扶助法を通した社会保障の実現のため、保護作業所が強力に推進された。

以上をふまえて、次のIII章ではそうしたレーベンスヒルフェの活動と特殊教育全体の動向を比較

するとともに、ドイツの特殊教育が抱える固有の歴史性について考察する。

### Ⅲ. レーベンスヒルフェの活動史と西ドイツ特殊教育制度の変遷

本章では、Ⅱ章の結果ならびにレーベンスヒルフェが創設 50 周年を記念して出版した『レーベンスヒルフェ 50 年史』(BVLH MGB 2008)に基づき、レーベンスヒルフェが自らの活動をどのように時期区分していたかをごく簡略に概観する(Ⅲ.1.)。次に、ドイツの特殊教育界全体の動きを時系列で確認するとともに、ドイツの特殊教育が抱える固有の歴史性について考察する(Ⅲ.2.)。

#### 1. レーベンスヒルフェ活動史の時期区分(1950 年代～ 2000 年代)

『レーベンスヒルフェ 50 年史』(BVLH MGB 2008)において、活動史は表 4 のように区分されている。各時代の主要トピックも併せて紹介したい。

表 4:『レーベンスヒルフェ 50 年史』による時期区分

<b>創設期(1950 年代)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創設の理念から</li> <li>・ナチ期における障害者の危機</li> <li>・1945 年以降の知的障害者</li> <li>・ゴッデラウからマールブルクへ</li> <li>・最初の定款</li> <li>・レーベンスヒルフェの成長</li> <li>・障害者の教育可能性</li> <li>・初期の親の役割</li> </ul>	<b>出発の 10 年(1960 年代)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親の挑戦</li> <li>・最初のレーベンスヒルフェ施設</li> <li>・連邦社会扶助法</li> <li>・国際的活動</li> <li>・Aktion Sorgenkind</li> <li>・連盟の発展</li> <li>・レーベンスヒルフェの出版活動</li> <li>・10 年の総括</li> </ul>
<b>管理に代わるリハビリテーション(1970 年代)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期療育：最初の数年が決定的</li> <li>・作業所：労働世界への第一歩</li> <li>・高齢になるまで住める住まい</li> <li>・新しいリハビリテーション権</li> <li>・精神科医の改革</li> <li>・ZDFの番組『僕たちのヴァルター』</li> <li>・国際シンポジウム</li> <li>・新しい連邦本部</li> </ul>	<b>ノーマライゼーションとインテグレーション(1980 年代)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマライゼーション：可能な限り普通の生活</li> <li>・インテグレーション</li> <li>・家族の負担軽減のためのサービス</li> <li>・尊敬ある老い</li> <li>・信仰を体験可能にする</li> <li>・余暇、スポーツ、文化</li> <li>・重度の障害者について</li> <li>・レーベンスヒルフェ 25 周年</li> </ul>
<b>自己決定(1990 年代)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各州にレーベンスヒルフェを</li> <li>・共通の基本プログラム</li> <li>・新しい名称——新しいロゴ</li> <li>・禁治産から権利擁護へ</li> <li>・自己決定への道</li> <li>・施設のための挑戦</li> <li>・女性と男性の平等へ</li> <li>・オープンな支援</li> <li>・過去との対決</li> </ul>	<b>社会参加(2000 年代)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルージョン——社会生活への参加</li> <li>・参加やインクルージョンの実現に不可欠なバリアフリー</li> <li>・個人でお金をやりくりするということ</li> <li>・平等と差別の禁止</li> <li>・国連の会議</li> <li>・レーベンスヒルフェ、新聞の見出しを飾る</li> <li>・自由意志に基づく社会貢献</li> <li>・「我々は共に先へ進もう」</li> <li>・未来への道</li> </ul>

上述の見出しはレーベンスヒルフェにとってあくまでも概略的なものである。たとえば、ノーマライゼーションの理念が1980年代に登場しているからといって、レーベンスヒルフェのノーマライゼーション理念の摂取や実践が遅いと判断してよいかは、慎重に検討しなければならない。ノーマライゼーションの理念は1950年代には登場しており、レーベンスヒルフェも、その創設前夜からすでにノーマライゼーションの理念を重視していた(松本 2011)。創設時の会則にもノーマライゼーションの原理が採用されている(前掲書)。

しかしながら、少なくとも「場の統合」という現代的な意味でのインテグレーションへの取り組みに関しては、本論文Ⅱ章でも確認したとおり、決して早いとは言えなかった。次節ではドイツの特殊教育全体の動向のうち、本論文と関連の深い事項を確認しておきたい。

## 2. ドイツ特殊教育の動向(第二次世界大戦後～)

ドイツでは比較的早くから義務教育制度が整備されたため、通常の学習についていけない落ちこぼれの子ども、即ち「学業不振児」の問題が顕在化するのも早かった。1880年代には民衆学校の下請け機関として補助学校(Hilfsschule)という形態が登場し、20世紀初頭にかけて瞬く間に普及した。

このとき、ドイツ補助学校教員連盟のイデオロギー的な概念操作の産物として、補助学校の定義は極めて狭義化された<sup>2)</sup>。世紀転換期の補助学校において、精神薄弱児の在籍割合はごく少数であり、家事の手伝いなどで忙しく、学校の勉強についていけないといったような、何らかの事情のある学業不振児が大半であった。それにもかかわらず、ドイツ補助学校教員連盟が打ち出した「補助学校生徒は精神薄弱児」という虚構の理論は定着し、その固定観念のもとで、補助学校生徒及びその卒業生はナチ強制断種の犠牲者となっていった。

第二次世界大戦後、特殊教育関係者が真っ先に着手したのは、こうした負のイメージからの回復であった。がれきの山と化したゼロ時のドイツにおいて、関係者の脳裏に浮かんだのは輝かしきヴァイマル期の栄光であった。この時期、「過去からの連続性」は即、ナチを連想させるものとして忌避された。新しい装いを整えるためには、ヴァイマル期の教育制度の遺産を継承するのが最も早く、有効であると思われた。

しかしながらヴァイマル期の制度を継承したことで、1945年以降の特殊教育制度は法的欠陥もそのまま引き継ぐこととなった。即ち、精神薄弱児の「教育可能児／教育不可能児」という選別である。1938年帝国就学義務法(Reichsschulpflichtgesetz)の第11条には、「教育不可能児」の就学を免除する規定<sup>3)</sup>が存在していた。同規定は、戦後の各州の就学義務法(Schulpflichtgesetz)の中にそのまま引き継がれた。

1954年のドイツ補助学校連盟『治療教育的な特殊学校制度に関する法律についての覚書』や同年のドイツ都市連絡協議会『治療教育的特殊学校制度の拡充に関する覚書』にも、その「教育可能／不可能」の選別は明記されている。

精神薄弱児の就学義務猶予・免除の問題に関して、初めての全国レベルでの公的な言及は1960年の西ドイツ州文部大臣常設会議(Kultusministerkonferenz)の「特殊学校制度に対する勧告(Gutachten zur Ordnung des Sonderschulwesens)」である。しかし、シュベック(Speck 1990)やミュール(Mühl [1984]1994)はこの勧告について、ケアの必要な子どもに「治療教育的な生活領域」を差し出すことで、かえって学校教育可能性を遠ざけるものであったと批判している。

また、1950年代から1960年代にかけて、特殊学校教員養成課程が急速に整備され、単発の短期サマーコースのようなものから急速に拡大し、大学の正式な4年制養成課程として設置されるまでに至った。

1971年、西ドイツ全州で知的障害児の就学義務が認められた。その翌年の1972年、西ドイツ州文部大臣常設会議が「特殊教育制度の整備に関する勧告」を出す。内容は、1960年の勧告をベースに、特殊学校を独立したものと位置づけ拡充を目指すものであった。

1973年、西ドイツ教育審議会は、インテグレーション教育を全面に押し出した「障害児及び障害の危機にある子ども・青少年の教育的対応について」を発表した。これを受けて、各地の学校でさまざまな試験的な試みが行われ、早期療育に対応するための小児センターが設置されたが、あまり進展しなかったと言われている。学業不振児問題に一応の決着が付き、特殊学校制度の大規模な見直しが行われ、特殊教育界がドラスティックに再編されるのは1980年代に入ってからののである。

## 結

以上、本論文では、「日本の特殊教育との対比であたかも先進的に見えるドイツは、実はそうとも言い切れないのではないか」「インテグレーションの概念・理論が先行し後から実態が遅れて立ち上がってくるという構図は、時期は違うものの日本とそう違わないのではないか」との仮説のもと、ドイツ語圏で最大の影響力を持つ知的障害児者の自助グループである、ドイツ知的障害者育成会連盟レーベンスヒルフェを素材に検証してきた。

まず、作業課題①「レーベンスヒルフェの学校・施設政策の状況を解明する」(主にⅡ章)の結果からは、1958年に創設されたレーベンスヒルフェが1960年代を通して、ドイツ連邦扶助法の枠組みに即して傘下の学校・施設の整備を強力に推進していく様子が確認された。現代の我々が理解している「場の統合」という意味でのインテグレーションではなく、「障害児を学校教育的なものに触れさせるために特別な施設を作る」という、いわば前段階的なインテグレーションの発想のもと、レーベンスヒルフェは特殊幼稚園を強力に推進していた。また、レーベンスヒルフェは同様の発想で保護作業所も設置・拡充し、教育・福祉の両面でこうしたインテグレーション実践を下支えしていた。

次に、作業課題②「レーベンスヒルフェの活動史とドイツ特殊教育制度の変遷を比較する」(主にⅢ章)に関しては、先に述べたようなレーベンスヒルフェの活動が、戦後ドイツの特殊教育全体の動きとも一致していたことが明らかになった。

つまり、インテグレーションという用語の指し示す内容が、先に述べたような「前段階的なインテグレーションの発想」から、現代の我々が理解している「場の統合」という意味でのインテグレーションへと段階的に移行していった点は、時期のずれはあるものの、ドイツも日本と同様であったと言える。もっとも、このような移行は日独以外でも確認でき、障害児の就学猶予・免除規程が存在していた諸国では程度の差はあれ見られるものである。したがって、我々がメッセルやシュベック、ミュールらのように、現代的なインテグレーション解釈から当時のドイツ及びレーベンスヒルフェを振り返って「ドイツのインテグレーションは立ち遅れた」と評してよいかどうかは、極めて慎重に判断しなければならない。

しかしながら、ドイツにおけるそのような「実態の遅れ(或いは理論の先行)」には、Ⅲ.2.で述べたようなドイツ固有の歴史性が影響していた。ナチ期の負のイメージの払拭、かつてナチ強制断種政策に対し生徒名簿を差し出すという形で加担していた特殊学校教員たちの贖罪並びにカムフラージュ、等の理由から、新しい概念や理論が意図的に強調されがちで、概念・理論が先行する傾向が殊更に強かった可能性が示された。

本論文では、時間的・能力的制約により、レーベンスヒルフェが現代的な意味でのインテグレーションにシフトするのはいつからなのか、明確な時期を特定するには至らなかった。これは今後の課題としたい。『レーベンスヒルフェ 50 年史』における「インテグレーション」の項目の説明を示唆的に提示し、本稿を終える。

「(レーベンスヒルフェが社会統合に尽力したのは)知的障害児があらゆる既存の施設(Institution)から排除(ausgeschlossen)されていたためである。それゆえ特別な施設(Sondereinrichtung)が創設された。1980年代に入ってから、レーベンスヒルフェは次のステップへと歩みを進めるべく努力している。すなわち、(知的障害児者が)障害のない人々の生活や学び、住まいや労働といった世界に取り込まれていく(Einbeziehung)ことである。」

(BVKH MGB 2008: 44)

本論文は、科学研究費補助金「基盤研究B: 日本障害児教育の欧米依存からの脱却と自立のための欧米障害児教育の理論的歴史的総括」(課題番号 15H03514 研究代表者: 中村満紀男)の研究分担者としての成果の一部である。

### <注>

- 1) 連邦社会扶助法(Bundessozialhilfegesetz)。1961年6月30日制定, 1962年6月1日施行。2005年1月より社会法典第12編に引き継がれた。
- 2) 治療教育学の狭義化解釈については岡田(1993)が子細に解明している。
- 3) 「第11条 就学義務の免除。教育不可能児及び教育不可能青少年は就学義務を免除される (§ 11. Befreiung von der Schulpflicht. Bildungsunfähige Kinder und Jugendliche sind von der Schulpflicht befreit.)」<http://www.verfassungen.de/de/de33-45/schulpflicht38.htm/>, 2009/11/29.

### <文献>

- Bleidick, Ulrich (Hrsg.): Allgemeine Behindertenpädagogik. 1. Aufl. Neuwied, Berlin: Luchterland. (Studentexte zur Geschichte der Behindertenpädagogik Bd. 1), 1999.
- BVLH GBK (=Bundesvereinigung Lebenshilfe für das geistig behinderte Kind e.V.), Geschäftsbericht und Kassenübersicht 1962-1965, s.a.(=出版年不詳)
- BVLH GB (=Bundesvereinigung Lebenshilfe für geistig Behinderte e.V.)(Hrsg.): Sonderdruck aus der "Selbstdarstellung der Bundesarbeitsgemeinschaft". "Hilfe für Behinderte". 1. Aufl. Neuburgweier: G. Schindele Verlag, 2000.
- Dörner, Klaus: Die institutionelle Umwandlung von Menschen in Sachen. Behinderte und Behinderung in der Moderne. IN: Emmrich, Michael (Hrsg.): Im Zeitalter der Bio-Macht. 25 Jahre Gentechnik - eine kritische Bilanz. 2. Aufl., Frankfurt am Main, [1999]2001.
- Deutscher Bildungsrat: Empfehlungen der Bildungskommission. Zur pädagogischen Förderung behinderter und von Behinderung bedrohter Kinder und Jugendlicher. 2. Aufl. Stuttgart: Ernst Klett Verlag, 1976. (=井谷義則訳: 西ドイツの障害児教育, 明治図書出版, 1980)
- Ellger-Rüttgardt, Sieglind: Geschichte der sonderpädagogischen Institutionen. IN: Harney, Klaus/ Krüger, Heinz-Hermann (Hrsg.): Einführung in die Geschichte von Erziehungswissenschaft und Erziehungswirklichkeit. 3. Aufl. Opladen, Bloomfield Hills: Verlag Barbara Budrich, [1997]2006
- Ellger-Rüttgardt, Sieglind: Geschichte der Sonderpädagogik. 1. Aufl. München: Ernst Reinhardt, GmbH & Co KG, Verlag, 2008.
- Harney, Klaus/ Krüger, Heinz-Hermann (Hrsg.): Einführung in die Geschichte von Erziehungswissenschaft und Erziehungswirklichkeit: 3. Aufl. Opladen, Bloomfield Hills: Verlag Barbara Budrich, ([1997]2006)
- Heese, Gerhard/ Wegener, Hermann (Hrsg.): Enzyklopädisches Handbuch der Sonderpädagogik 2. Lieferung: Auge-Biologieunterricht. Dritte, völlig neubearbeitete Aufl. Berlin-Charlottenburg: Carl Marhold Verlagsbuchhandlung, 1965.
- Heese, Gerhard/ Wegener, Hermann (Hrsg.): Enzyklopädisches Handbuch der Sonderpädagogik 8. Lieferung: Hilfsschule, Begriff der Intelligenz. Dritte, völlig neubearbeitete Aufl. Berlin-Charlottenburg: Carl Marhold Verlagsbuchhandlung, 1966.

- Hensle, Ulrich/ Vernooij, Monika, A.: Einführung in die Arbeit mit behinderten Menschen 1. Psychologische, pädagogische und medizinische Aspekte. 7. korrigierte Aufl. Wiebelsheim: Quelle & Meyer, [1979]2002.
- Lesemann, Gustav (Hrsg.): Beiträge zur Geschichte und Entwicklung des deutschen Sonderschulwesens. 1. Aufl. Berlin, 1966.
- Lindmeier, Bettina/ Lindmeier, Christian: Aufbau und Entwicklung der Pädagogik bei geistiger Behinderung von 1950-1989 in der BRD. IN: Wüllenweber, Ernst/ Theunissen, Georg/ Mühl, Heinz (Hrsg.): Pädagogik bei geistigen Behinderungen. Ein Handbuch für Studium und Praxis. 1.Aufl. Stuttgart: W. Kohlhammer, S.41-52, 1966.
- Möckel, Andreas: Geschichte der Heilpädagogik. 2. völlig überarbeitete Neuaufl. Stuttgart: Clett Cotta Verlag, [1988]2007.
- Mühl, Heinz: Einführung in die Geistigbehindertenpädagogik. 3.Aufl. Stuttgart, Berlin, Köln: W. Kohlhammer, [1984]1994.
- Schnell, Imtraud: Geschichte schulischer Integration. Gemeinsames Lernen von Schülern mit und ohne Behinderung in der BRD seit 1970. 1. Aufl. Weinheim, München: Juventa Verlag, 2003.
- Solarová, Suvětluš (Hrsg.): Geschichte der Sonderpädagogik. 1. Aufl. Stuttgart, Berlin, Köln, Mainz: Kohlhammer, 1983.
- 岡田英己子：ドイツ治療教育学の歴史研究』勁草書房，1993.
- 窪島務：ドイツにおける障害児教育の統合教育の展開，文理閣，1998.
- 冨永光昭：西ドイツにおける障害児のインテグレーションの動向—プレーメンの学校実験とフォイザーのインテグレーション理論を中心に—，広島大学教育学部紀要，1(3):pp.11-21，1991
- 中村満紀男，荒川智編：障害児教育の歴史，明石書店，2003.
- 野口明子：西ドイツの統合教育の現状，明治學院論叢，410，1987.
- 藤井聰尚：「特殊学校就学義務」政策の研究——ドイツ連邦共和国における問題構造とその性格，多賀出版，1993.
- 松本瑞穂(=高柳瑞穂)：ドイツ知的障害親の会"Lebenshilfe"成立前史——Tom Muttersだけが創設の担い手であったのか，社会福祉学，48(4):pp.92-103，2008.
- 松本瑞穂(=高柳瑞穂)：ドイツ知的障害'親の会'レーベンスヒルフェの成立史研究，首都大学東京博士学位論文，2011a.
- 松本瑞穂(=高柳瑞穂)：マールブルクの特殊学校教員養成と'親の会'レーベンスヒルフェの人的連続性——マールブルク大学医学部教授を中心として，文京学院大学人間学部研究紀要，13：260-275，2011b.
- レーベンスヒルフェ公式ホームページ，<https://www.lebenshilfe.de/ueber-uns/>，2019/11/11.